

平成29年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成29年12月15日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	閉会	平成29年12月15日 午前10時43分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	欠
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	子育て支援課長	大久保 敏郎
	副市長	中島 庸二	市民協働推進課長	筒井 八重美
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	
	総務企画部長	辻 明弘	福祉課長	染川 健志
	市民福祉部長	中野 哲也	農林課長	
	産業建設部長	宮崎 康郎	うれしの温泉観光課長	
	教育部長 教育総務課長兼務	大島 洋二郎	うれしの茶振興課長	宮田 誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	池田 秋弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永江 松吾	環境下水道課長	副島 昌彦
	財政課長	三根 竹久	水道課長	中村 はるみ
	企画政策課長	池田 幸一	学校教育課長	
	税務収納課長	小國 純治	監査委員事務局長	
	市民課長		農業委員会事務局長	
	健康づくり課長	諸井 和広		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀則		

# 平成29年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成29年12月15日（金）

本会議第6日目

午前10時 開 議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第66号 嬉野市うれしの茶交流館条例について
  - 議案第67号 嬉野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
  - 議案第68号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
  - 議案第69号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について
  - 議案第70号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
  - 議案第71号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第72号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第73号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）
  - 議案第74号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）
  - 議案第75号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）
  - 議案第76号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
  - 議案第77号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
  - 議案第78号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第79号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第80号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第81号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第82号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第83号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第84号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第85号 平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第86号 建設工事請負契約の締結について

議案第87号 建設工事請負契約の締結について

議案第88号 建設工事請負契約の締結について

議案第89号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について

発議第7号 嬉野市おもてなし条例について

発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書について

日程第2 議員派遣について

日程第3 閉会中の付託事件について

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日は織田菊男議員が欠席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず、議事日程に入ります前に、市長のほうから御報告がありますので、まずそれをお願いいたします。市長。

#### ○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。先日、御報告を申し上げておりましたけれども、今回の地方自治法施行70周年の大会に、私と田口議長が出席をさせていただいたところでございます。東京のほうで既に全国的な表彰を行っていただいておりますけれども、昨日、県のほうから正式に表彰状と記念の盾が伝達をされましたので、時間をいただいて、ただいまから御披露申し上げたいと思います。

---

### 表 彰 状

佐賀県嬉野市 殿

貴市は優れた政策を実施し地方自治の発展向上に寄与した功績はまことに顕著であります  
よって地方自治法施行70周年を記念してここに表彰します

平成29年11月20日

総務大臣 野 田 聖 子

---

すばらしい表彰状をいただいております。これにつきましても、今、全国的に注目をして  
いただいております嬉野市議会の皆さん方の御活躍が大なるものがあったというふうに思っ

ておりまして、心から敬意を表したいと思います。謹んで報告をさせていただきたいと思  
います。（拍手）

どうもありがとうございました。この後、塩田庁舎、嬉野庁舎のほうで市民の皆さん方  
にも御披露申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

それでは、報告を終わります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．討論・採決を行います。

初めに、議案第66号 嬉野市うれしの茶交流館条例について討論を行います。討論ありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願い  
します。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第66号 嬉野市うれしの茶  
交流館条例については可決されました。

次に、議案第67号 嬉野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する  
条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願い  
します。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第67号 嬉野市農業委員  
会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例については可決されました。

次に、議案第68号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。討  
論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願い

ます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第68号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第69号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決します。

議案第69号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第69号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第70号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第70号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第71号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第71号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第72号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号について採決します。

議案第72号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第72号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第73号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号について採決します。

議案第73号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第73号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）については可決されました。

次に、議案第74号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号について採決します。

議案第74号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第74号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）については可決されました。

次に、議案第75号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）について討論

を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号について採決します。

議案第75号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第75号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）は可決されました。

次に、議案第76号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号について採決します。

議案第76号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第76号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）については可決されました。

次に、議案第77号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号について採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第77号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については可決されました。

次に、議案第78号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号について採決します。



議案第78号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第78号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第79号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号について採決します。

議案第79号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第79号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については可決されました。

次に、議案第80号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号について採決します。

議案第80号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第80号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）については可決されました。

次に、議案第81号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号について採決します。

議案第81号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第81号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第82号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地企画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号について採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第82号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第83号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号について採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第83号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第84号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号について採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第84号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決さ

れました。

次に、議案第85号 平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第85号について採決します。

議案第85号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第85号 平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第86号 建設工事請負契約の締結について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号について採決します。

議案第86号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第86号 建設工事請負契約の締結については可決されました。

次に、議案第87号 建設工事請負契約の締結について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号について採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第87号 建設工事請負契約の締結については可決されました。

次に、議案第88号 建設工事請負契約の締結について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号について採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

ます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第88号 建設工事請負契約の締結については可決されました。

次に、議案第89号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第89号について採決します。

議案第89号を原案のとおり同意することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第89号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、発議第7号 嬉野市おもてなし条例について討論を行います。討論ありませんか。  
山口政人議員。

#### ○10番（山口政人君）

おもてなし条例についての反対討論をいたします。

このような心の問題をなぜ条例化しなければいけないのか、その必要性は全くありません。理念、目標であるならば、市民憲章に「あたたかい心で訪れる人を迎えましょう」とあります。これで十分であります。条例化する必要は全くありません。内心の自由は、精神的自由権として憲法で保障されております。この条例は、憲法の内心の自由に違反するおそれがあります。また、おもてなしの心を持ちましょうというのは道徳であって、他人から言われて育つものではありません。たとえ憲法違反でなくても、条例化を市民が本当に望んでいるのか、市民生活に必要なのか、市民個々人の問題であって、個人の主張、心情まで平然と市民の心にまで踏み込むようなことはすべきではありません。人は多様な価値観を持っております。生まれつきの性格だってあります。均一的にこうしましょうと言えるわけがありません。市民の心をコントロールするような条例は制定すべきではないというふうに思います。条例を制定すればひとり歩きをいたします。移住、定住を推進している市が、何でもかんでも法律で押しつけければ、市民は息苦しいと感じるのではないのでしょうか。

このような条例をつくって、観光の情報発信で活性化できるのであれば、全国の自治体は既に制定をしております。議会は市民に寄り添っていかなければならないのに、自分たちの価値観を上から目線で押しつけることになり、市民の自由な生活を奪うことになりはしない

でしょうか。条例は遊び心やパフォーマンスで制定するものではありません。こういった条例を議会が制定して喜んでいるだけで自己満足でしかありません。よって、この条例案に反対をいたします。

○議長（田口好秋君）

次に、賛成の立場。森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

嬉野市おもてなし条例の議員提案条例提出に賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、議員提案の法的根拠として、地方自治法第112条第1項において、条例の議員提案が認められていることを申し上げます。また、前回も申し上げましたけれども、この議員提案というのは、行政が提案をしない、まちや市民のあるべき姿、理念、宣言型の条例を提案することが可能であるということが言われております。加えて、今回、経過報告にもありますように、昨年8月より協議検討、また法科大学院教授への検証依頼、執行部との協議、条例作成専門の委託業者への条例案の精査、さらに、全議員による政策討論会、パブリックコメント後の検討会までを今回、委員会から有志議員へと紆余曲折を経ながらも、慎重に協議を重ねてこられました。人にやさしいまち、また、観光立市を標榜する嬉野ならではのこの条例の議員提案については妥当と考え、賛成をするものであります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに討論ありませんか。増田議員。

○4番（増田朝子君）

私は発議第7号 嬉野市おもてなし条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例制定に向けての経緯において、総務企画常任委員会では、条例そのものから勉強してはどうかとの意見も出ましたが、条例制定ありきで進めてこられてきました。また、理念条例ならば、市民憲章にも「あたたかい心で訪れる人を迎えましょう」とあるので、あえて条例を制定する必要はないと思います。

この条例の中で、市民等の役割、地域、職場、学校等でおもてなしに努めるものとあります。しかしながら、おもてなしは道徳であり、学校現場ではこの条例を制定されたときの状況はと教育長に質問いたしました。現状どおりやっていくとのことでした。そうであるならば、条例は必要ないということと私は理解いたします。おもてなしの心を育むとありますが、条例を制定しなければ、おもてなしの心は育めないのでしょうか。環境協会等との話し合いもなされましたが、住民が本当に条例制定を望んでいるのでしょうか。意見交換会の回数、他の団体とも少なく、十分でないと思います。賛成者3名、それぞれの方が一番近い市民、家族、地域の方とのこれらの意見を求められたのでしょうか。私はそれが一番基本だと思います。

これらの理由で、私は嬉野市おもてなし条例について反対いたします。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

ほかに討論ありませんか。生田健児議員。

**○1番（生田健児君）**

私は、本議会において提案されましたおもてなし条例に賛成いたします。

この条例は、嬉野市の未来のためになり、言いかえれば、我々の子や孫、そしてその先の嬉野市民のためになると考えます。

私がかつて大阪に住んでいたときに乗っていました原付は嬉野ナンバーでありました。それを見た大阪の方から、嬉野に以前行ったときによくしてもらったからということで、さまざまなことで親切にしてもらったことを思い出します。このことは、嬉野の先輩方がお客様におもてなしをしてくれたからこそ起きたことだと思っております。

おもてなしというものは決してお客様に対してだけのものではありません。おもてなしを受けた側が、次はおもてなしをする側になり、おもてなしをした側が、次が受けた側となる。こういった優しい気持ちの連鎖となります。優しい思いやりを持って接することは返ってまいります。我々が行ったおもてなしは、未来の嬉野市民にさまざまな場面で利益を生んでくれることでしょう。また、嬉野は観光のまちであることから、既に現在でもさまざまな場面でおもてなしが行われておりますが、今回、おもてなし条例、条例化することにより、より一層、市民の一体感を生んでくれることでしょう。その結果として、ふるさとを愛する心がより強くなることも期待しております。

以上であります。

**○議長（田口好秋君）**

ほかに討論ありませんか。はいどうぞ、芦塚議員。

**○11番（芦塚典子君）**

発議第7号 嬉野市おもてなし条例について、賛成の立場で討論をいたします。

この嬉野市おもてなし条例は、平成27年春のころからおもてなしに関する動きがありまして、平成28年8月19日、議会活性化特別委員会において、議員提案条例として嬉野市のお茶、酒、器を使っておもてなしを進める条例ということについて協議が始まりました。平成28年11月には、地域振興を目的とした理念型の条例を議員提案で行うということについて、福岡大学法科大学院教授にお伺いをし、回答をいただき、その回答を考慮いたしまして、市内の特産品を盛り込んだ産業振興とは切り離したおもてなしの理念条例にすることに決定いたしております。その後、議会活性化特別委員会の6回の会議を経て、平成29年5月に議論の場が総務企画常任委員会に移されまして、おもてなしにかかる条例について調査、研究をしていくことに決定いたしました。

調査研究に関しては、小委員会という形で勉強会及び行政視察を行い、議員提案で提出されております滋賀県甲賀市、三重県尾鷲市を研修、調査しております。9月には、執行部との見解を協議し、また、同じく9月に、嬉野温泉協会、嬉野温泉観光協会並びに塩田津町並み保存会との意見交換会を開催し、観光産業等に携わる方におもてなし条例への意見や要望などをいただき、再度検討いたしました。

また、10月には法制の委託業者へ精査を依頼し、その後、議会の政策討論会に諮って意見を聴取し、11月にはパブリックコメントを行い、貴重な市民の意見をいただき、再度推敲を重ねて今回の提出に至っております。

観光を主産業とする本市において、本市を訪れる人々を温かく迎え、また、市民みずからが郷土の美しい景観と歴史、文化に誇りを持ち、住んでいてよかったと思えるまち、また、来訪者には訪れてよかったまちだと思っただけのおもてなしの施策を推進する条例として提案するには意義があると思います。

特に、地方分権の進展により、地方公共団体の責任領域が拡大する今日において、議会の責任、また、役割はますます大きくなってきており、議会が市民ニーズを的確に捉え、これを市政に反映するためには、議会による政策立案の充実が重要であり、また、これからの時代の議員の意識改革が必要だと思えます。

近年の社会情勢等の大きな変化の中に市民ニーズもまた多様化、複雑化しております。市民の暮らしやすいまちづくりや市民のあるべき姿が市の政策に反映され、豊かな市民生活を実現する上で、このたび発議されました議員提案条例に対する期待及びこの条例の果たす役割は大きいものと思われます。よって、嬉野市おもてなし条例については賛成の意を表明いたします。

#### ○議長（田口好秋君）

これで討論を終わります。

これから発議第7号について採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、発議第7号 嬉野市おもてなし条例については可決されました。

次に、発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号について採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号について採決します。

発議第9号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書については可決されました。

日程第2. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣したいと思います。

また、閉会中において、議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続について議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定いたしました。

日程第3. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、議会運営委員会委員長、各特別委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決など全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第4回嬉野市議会定例会を閉会いたします。どうも皆さん大変御苦労さまでございました。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 口 好 秋

署名議員 西 村 信 夫

署名議員 山 口 要

署名議員 生 田 健 児